

## 風致地区の主な許可基準

行為／制限項目		許可基準			
		第1種 風致地区	第2種 風致地区	第3種 風致地区	第4種 風致地区
※仮設及び地下に設ける場合を除く	建築物の高さ	8m以下	10m以下	10m以下	10m以下
	建ぺい率	20%以下	30%以下	40%以下	40%以下
	壁面後退	道路境界側 3m以上	2m以上	2m以上	2m以上
		隣地境界側 1.5m以上	1m以上	1m以上	1m以上
	緑地率	50%以上	40%以上	30%以上	20%以上
	斜面地における建築物の建築	建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が6メートル以下であること。			
建築物以外の工作物の場合		建築物の位置、形態及び意匠が新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。			
宅地の造成等の場合	緑地率	50%以上	40%以上	30%以上	20%以上
		宅地の造成等に係る土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれがないこと。			
	1ヘクタール以下の場合	1ヘクタール以下の宅地の造成等で、高さが4メートルを超えてのりを生ずる切土又は盛土を伴うものにあっては、適切な植栽を行うものであること等により当該切土又は盛土により生ずるのりが当該土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであること。			

上記以外の行為や詳細な基準については、条例を確認のほか、南城市都市計画課までご相談ください。

風致地区の許可申請等の各様式は以下のURLからご確認ください。

<https://www.city.nanjo.okinawa.jp/jigyosha/shinsei/1579511701/>